

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	6-4
処分の種類	再生利用業者の事業の全部又は一部の停止命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第25条			
処分の概要	再生利用業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>行政処分の基準は別表のとおりとする。</p> <p>※行政処分の基準(別表)は別紙</p>			
基準の根拠	産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号)			